第1条 (規定)

この規定は、生徒会会則第27条に基づき、これを定める。

第2条(目的)

本校にクラブ・同好会を置き、学習や技術、体力などの向上を目指す活動を通して、個性の伸長と会員相互の親睦をはかる。

第3条 (クラブ・同好会の定義)

集団で体育的あるいは文化的活動を課外活動として行うもので、次の条件を全て備える団体をいう。

- 1. 本校教育方針に合致する団体であること。
- 2. 校内行事及び公式の対外試合会合等に参加し活動がなされていること。
- 3. 週に1時間以上活動を行うこと。
- 4. 顧問が存在すること。
- 5. 活動場所が原則として校内に確保されていること。
- 6. 定期考査発表後及び考査期間中は原則として活動を休止すること。
- ※考査終了日から試合当日までの期間が短い場合、練習計画を体育クラブは保健体育部に文化クラブは特別活動部に提出し、学校長の許可を得て、1時間程度の活動を認める。
- 7. 活動費は毎年、中央委員会(生徒会執行部員及び代議員)で承認されたとおり使用し、その方法は会計規約に従うこと。

※会計規約抜粋

- ①活動費は消耗品類の購入や備品類の修理にあてることを原則とし、個人の持ち物 (ユニフォーム、シューズなど)には使用できない。また、嗜好品や食品の購入、 各大会の個人登録料、大会参加費、補償保険料、宿泊費、交通費、講師謝礼金等 にも使用できない。
- ②年度当初に支払う学校分担金(団体登録料、団体分担金等)は、体育文化後援会会計より支給される。(高体連・高野連・高文連主催のものに限る)

(文化クラブは特別活動部、体育クラブは保健体育部を通して事務室に請求する。)

- ③各クラブ・同好会で独自に部費を集めている場合は、年度末に会計報告書を特別 活動部に提出し、保護者に対しても報告を行うこと。
- 8. 同好会には、活動費を配分しない。

第4条 (同好会の新設)

同好会新設の手順は次による。

- 1. 設立願提出(5月中)
- 2. 設立願には、次の事項を記載する。
 - (1) 名称 (2) 活動目的 (3) 顧問教員 (4) 設立理由 (5) 活動場所
 - (6) 代表者名及び所属人員名簿(10 名以上) (7) 活動内容
 - ※新設については、将来の活動が継続可能な場合のみ検討する。所属希望生徒に 1・2年生が極端に少ない場合は検討外とする。
- 3. 第3条の条件を充たすこと。
- 4. 次の手続きを完了すること。
 - (1) 中央委員会で討議し、過半数の賛成を必要とする。
 - (2) 職員会議で審議し、学校長の承認を得て成立する。

第5条(昇格)

同好会として学校長承認の日より1年以上活動し、かつクラブ活動の定義を満た している場合には、クラブへの昇格を要求することができる。同好会からクラブへ の昇格は次の手順による。

- (1) 設立願提出(2月中)
- (2) 第4条の2
- (3) 第3条を充たし1年間の活動記録簿を提出
- (4) 中央委員会で討議し、過半数の賛成を必要とする。
- (5)職員会議で審議し、学校長の承認を得て成立する。

第6条(クラブ・同好会の継続)

クラブ・同好会は次の事について生徒会執行部に、毎年2月に活動報告をしなければならない。

(1)代表者名 (2)会員名簿 (3)活動場所 (4)活動記録

第7条(休部)

クラブ・同好会は1年間以上部員が在籍しないか、または1年間以上校内行事及び公式の対外試合会合等に出場されていないとき、及び顧問より休部の申し出があった場合には次年度から休部とし、新入生へのクラブ紹介・勧誘は実施しない。また、次年度の顧問教員・活動費の配分はない。

第8条 (廃部)

休部状態で1年経過したクラブ・同好会は廃部とする。また、次の $1 \sim 3$ の一項目でも該当した場合は、廃部の対象となり、4の手続きを完了する。

- 1. クラブ・同好会の顧問より廃部の申し出があった場合。
- 2. 第6条に定めた報告のないクラブ・同好会。
- 3. 第6条に定めた報告が生徒会執行部で十分でないと判断されたクラブ・同好会。
- 4. クラブ・同好会の維持継続が困難な場合(部員減少・顧問なし等)、廃部対象となり 次年度の新入生へのクラブ紹介・勧誘は実施しない。
- 5. (1) 中央委員会で討議し、過半数の賛成を必要とする。
 - (2) 職員会議で審議し、学校長の承認を得て成立する。

第9条(復部)

休部しているクラブは同好会成立条件の第4条を全て満たしたときからクラブと しての活動を認める。予算については別途検討する。

第10条(特別登録)

本校にクラブ・同好会が設置されていない状況で、生徒が高体連等への登録を願い出てきた時は、活動歴、態度、意欲等について特別活動部が調査を行う。調査の結果、適切であると認めた場合は、職員会議で審議し、学校長の承認を得て、登録を認める。ただし、活動等については以下のとおりとする。

- 1. 登録時の顧問名は、特別活動部長名とする。
- 2. 大会等への引率は ①第1策として、近隣校に該当クラブが存在する場合、該当校 の顧問教員に学校長から依頼する。
 - ②第2策として特別活動部内で検討する。
 - ③第3策として本校教職員で検討する。

- ④最終的に引率者を見つけられない場合、学校長の判断で 不出場も有り得る。
- 3. 諸費用(団体登録料、個人登録料、旅費等)は、すべて個人負担とする。
- 4. 学校内での活動は認めない。
- 5. 大会参加時も原則として保護者の監督下に有るものとする。 (保護者の確認書を取る。)
- 6. 授業日に大会がある場合は、原則として授業を優先する。ただし県大会レベル以上 の大会出場については、学校長の承認により公欠として取り扱うこともできる。

第11条(外部指導者の委嘱について)

外部指導者とは、その専門的知識と技能をもって、本校教職員からなるクラブ・ 同好会顧問と協力し、部員に対して指導・助言を与える者をいう。

①委嘱

外部指導者は、次の基準を満たす者のうちから学校長が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3)体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。
- (4) 専門的知識・技能をもって技術指導ができる顧問がいないクラブ・同好会に限る。

②服務

- (1)外部指導者は、その職務を遂行するに当たっては、学校長の指示に従わなければならない。
- (2)外部指導者は、学校長及び部顧問と連携を図るとともに、本校の活動方針等を 遵守しなければならない。
- (3)外部指導者は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (4) 大会開催中、外部指導者は監督代行として、大会要項、大会出場規定等に従い、大会運営に協力する。
- (5)外部指導者の旅費などの諸費用及び安全や傷害に関する保障の一切については、個人の責任とする。
- (6) 学校長は、外部指導者に次のようなことがあった場合には、その資格を取り消すことができる。
 - ① 資格違反
 - ② 大会出場規定などへの規則違反
 - ③ 大会運営への非協力的な態度、競技役員の指示に従わない場合
- (7)任期は1年とする。
- (8)引率業務はできない。

補足

- ①外部指導者は、あくまでも技術指導の補助者であって、クラブ責任者は本校職員である。また、練習試合・遠征・展示会・発表会等の主催・運営はできない。
- ②指定活動場所や施設使用輪番制に従い、個人的な理由による変更等はできない。
- ③外部指導者への謝礼金や旅費等は活動費からの支出はできない。必要経費については個人負担とする。

第12条(生徒会クラブ県内大会の応援について)

- (1)該当クラブが中心になって応援に取り組む。
- (2)生徒会は応援生徒の募集に協力する。
- (3) 応援生徒の引率は該当クラブの顧問が主となる。
- (4) 応援生徒の旅費等は体育文化後援会会計から支出できない。

第13条 この規定は2017年4月1日より施行する。

☆申し合わせ事項

「1学年全員の登録」を規定にはしないが、学校全体としては、クラブ活動への積極的参加を指導する。